

## 半田市高齢者運転免許自主返納促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を促進する半田市高齢者運転免許自主返納促進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許をいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許を取り消されることをいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、平成31年4月1日以降に自主返納した者であって、自主返納時及び第5条の申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者とする。

### (事業内容)

第4条 市長は、対象者のうち申請のあった者に対して、次のいずれかを行うものとする。

- (1) 本市が発行する18,000円分の公共交通バス利用券（以下「バス利用券」という。）の交付
  - (2) 本市が発行する5,000円分のタクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）の交付
- 2 申請は、対象者1人につき1回限りとする。
  - 3 バス利用券及びタクシー利用券は、き損し、又は紛失した場合においても再交付は行わないものとする。
  - 4 バス利用券及びタクシー利用券は、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

### (申請)

第5条 前条第1項の交付を受けようとする者は、半田市高齢者運転免許自主返納促進事

業申請書（様式第1号）に、申請による運転免許の取消通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。以下同じ。）の写しを添付して市長に申請するとともに、住所、氏名及び生年月日の確認ができる本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するものとする。

2 前項の申請を代理により行う場合は、対象者の委任状を提出するとともに、代理により申請する者の本人確認書類を提示するものとする。

（申請期限）

第6条 前条の申請は、自主返納した日から起算して1年以内に行わなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

半田市高齢者運転免許自主返納促進事業申請書

年 月 日

半 田 市 長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり運転免許を自主返納しましたので、半田市高齢者運転免許自主返納促進事業実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 運転免許の自主返納をした者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（満 歳）

2 運転免許の取消日

年 月 日

3 希望する内容（以下から、いずれか1点をお選びください。）

半田市公共交通バス利用券 18,000 円分

半田市タクシー利用券 5,000 円分

※「申請による運転免許の取消通知書」の写しの添付及び本人確認書類の提示が必要となります。

※代理による申請の場合は、運転免許を自主返納した者の委任状の提出及び代理による申請者の本人確認書類の提示が必要となります。